

## 処理経過の検証シート 相談事例 2

相談受付日	●年●月●日(●)	最終対応日	受付日から4日後
受付方法	来所 電話 手紙・文書 FAX	メール	その他( )
相談者の属性			
障がい者 行政機関	障がい者の家族 その他( )	事業者	障がい者の介助等を行う支援者
分野区分			
福祉サービス 労働・雇用 その他( )	医療サービス 公共的機関	小売り・飲食・宿泊等サービス 交通機関	教育 住宅・不動産 情報保障
内容区分			
条例に規定する差別事案に係るもの		不当な差別的取扱い 合理的な配慮	
条例に規定する差別事案以外に係るもの			
	虐待(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)に係るもの		
	労働・雇用分野(障害者の雇用の促進等に関する法律)に係るもの		
	環境の整備に係るもの		
	その他		

相談者の主訴	
・専門学校入学時の検査について、機械を使用した検査しかできないと言われ、入学できなかった。	
行為の日	相談日当日
相談内容詳細	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(相談者) A 様 (身体障害者手帳は所持していない)</li> <li>・専門学校入校を考えているが、入校時に実施される検査について、自身の身体特性から機械を使用しない検査方法を希望している。</li> <li>・入校を希望した専門学校(B)では、機械を使用した検査しかできないと言われた。</li> <li>・医師からの許可もあり、機械を使用しない検査方法なら基準を満たす結果が出るにもかかわらず、何もせずに断られてしまった。</li> </ul>	

・障がい者差別には当たらないか？

相談経過

●月A日

相談者からメールにて上記相談あり

●月B日

詳細確認のため相談者に TEL

(相談員)

・関係機関に、相談者のような身体的特性への対応や機械を使用しない検査の実施について確認する。

・専門学校(B)に機械を使用しない検査ができない理由などを確認する。

回答次第では、県条例を紹介し、配慮いただけるようお願いする。

と、説明。

⇒相談者の了承をいただき、関係機関、専門学校に確認することとした。

相談者から「事を荒立てたいわけではない」と聞いた。

●月C日

専門学校の関係機関に TEL

(担当者)

・入校希望者の身体特性などによって機械を使用した検査ができない場合は、機械を使用しない検査方法で対応するよう専門学校に周知している。

・相談者のような身体特性のある方でも、検査結果が基準値を満たしていれば、入校できる。 とのこと。

専門学校(B)に確認

(専門学校(B)担当者)

・機械を使用しない検査方法は行っていない。

・身体的な理由で機械を使用した検査ができない方についても同様の対応になるとのことだったので、県条例や合理的配慮について説明した。

●月D日

他の専門学校に確認

(専門学校(C))

・機械を使用しない検査を希望される方には対応するので相談してほしい

(専門学校(D))

(関係機関で検査結果が基準を満たしていればいいと言われたと伝えたら)

機械を使用しない検査方法で対応する

など。

●月E日	・関係機関としては、機械を使用しない検査方法で対応するようにと周知していること、他の専門学校では、受講生の希望に合わせて機械を使用しない検査方法を行っていることを確認した。
●月F日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関に TEL</div> 専門学校に関して相談があったことを報告した。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">相談者にメールにて回答</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">相談者からメールにてお礼あり</div>
	(相談終了)
結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門学校で機械を使用しない検査方法で対応いただけことが確認できた。</li> <li>・関係機関からもすでに周知していることなどがわかった。</li> <li>・相談者の希望で、専門学校(B)には相談があったことを伝えなかったが、県条例などの説明をすることができた</li> </ul>	

合理的な配慮	
<p>全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの。</p> <p>条例では、合理的な配慮が、障害者権利条約においても採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであり、合理的な配慮を行うに当たっての基本的な考え方として、差別を回避するための措置であり、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにし、恩恵的に行われるものではないことを明確化。</p>	
本事案における「社会的障壁」は以下のいずれに該当するものか	
事物(施設や設備などの物理的な障壁(歩道の段差、車椅子使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁))	
制度(障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁)	
慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化 など)	
観念(人々の無関心や障がいのある人を保護されるべき存在としてとらえるなどの意識上の障壁(心の壁))	○
その他( )	
合理的な配慮における留意項目	
<p>1 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要。</p> <p>合理的な配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況等に</p>	

じて異なるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と行政機関等・事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが重要。

(相談の状況)

・専門学校入校時の検査について

相談者から相談のメールあり

- ・相談に関して詳細確認
- ・今後の対応方法の確認など

関係機関に対応方法などを確認

- ・相談者の希望する方法で対応できる
- ・専門学校にも周知している

専門学校に確認

- ・機械を使用しない検査は行っていない

他の専門学校の対応方法を確認

- ・機械を使用しない検査方法で対応できる

相談者に確認できたことを連絡

- ・できるとわかり安心

相談終了。

2 意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、行政機関等・事業者は自主的な取組に努めることが望ましい。

(相談の状況)

3 個々の場面における、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明には、障がい者からの意思表明のみでなく、本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(相談の状況)

4 過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

過重な負担については、条例の基本理念において、障がい当事者との建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを規定(第4条第1項第3号)していることも踏まえて、個々の事案に応じて判断されること。

過重な負担と判断した場合、判断した要素は以下のいずれに該当するものか

事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況

その他( )

(相談の状況)

本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等